

平成31年1月

法人だより

No.171



平成30年度 吉川美代子氏 公開講演会

表紙説明はP.26



迎春

本年も
よろしくお願ひいたします。

高崎税務署管内 税務協力団体



一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

税務カレンダー

なお、期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などで必ず確認をしてください。

1月

●本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

●1月10日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付）

●1月31日

- 3 支払調書の提出
4 源泉徴収の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
5 固定資産税の償却資産に関する申告
6 11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
9 5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
12 給与支払報告書の提出
(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

●1月中において市町村の条例で定める日

- 13 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

2月

●2月1日から3月15日まで

- 1 前年分贈与税の申告

●2月12日

- 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●2月18日から3月15日まで

- 3 前年分所得税の確定申告

●2月28日

- 4 12月決算法人及び決算期の定めない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
7 6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）

●2月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

※税理士記念日…2月23日

3月

●3月11日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●3月15日

- 2 前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
3 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月18日から3月15日まで
4 所得税確定損失申告書の提出
5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
6 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限…5月31日
7 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
9 国外財産調査の提出

●4月1日

- 10 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
11 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
13 法人・個人事業者（前年12月分及び1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
14 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
16 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方諸費用）

■ 目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税制改正に関する提言活動	4
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
税を考える週間関連事業	7
経営のヒント	
トヨタから学んだ仕事に臨む大切なこと	9
知恵と工夫で道は開ける	11
健康情報	
メンタル不調者予防と回復、上司の姿勢が問われます	12
最近の話題から	
東京五輪、猛暑対策は大丈夫？	13
新事業承継税制とは？	14

部会だより	15
会員企業紹介	16
地区会だより	17
税理士会コーナー	
高崎駅街頭広報活動【税理士 田中直人】	19
経営寸話【税理士 柏 昌幸】	20
税務署コーナー	
「確定申告書作成コーナー」をご利用ください	21
QRコードを利用したコンビニ納付を開始します	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介	25
お知らせ・表紙説明	26

新年のごあいさつ

一般社団法人
高崎法人会

会長 横田貞一



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

今年度は、消費税の税率10%引き上げ実施の予定であります。ですが、地区内では好景気循環の実感もないまま、様々な山積した課題は先送りされ、転廃業が続いている取り残された感も指摘されております。大企業の企業収益は過去最高と指標は回復基調だが消費に勢いはない、波及の偏りもあり、景気の好循環が行き渡ったとは言い切れず、社会保障などの将来展望を開けない不透明な景況感です。

しかし、2度延期された消費税の税率10%への円滑な実施は高齢社会や人口減少時代を迎える中でもはや猶豫できないものと考えます。

事業継続にも予断を許さない状況下、消費税対策で忘れてはならない基点として、廃れた社会の蘇活性化に資する施策が必要と考えます。

法人会では、『税制改正提言』活動で域内の会員皆様のご意見を反映させた提言の取纏め、地元選出の国會議員、市長及び市議会議長への税制改正提言を行っております。

さて、青年部会は、租税教室の更なる充実と取組み等々をお願いしたいと思います。また、女性部会の税に関する絵はがきコンクールの更なる応募数の獲得と充実を図る活動に敬意を表する次第です。

更に、本会並びに地区会

活動に関して、女性ならではのご提案もあり、青年部会の活動ともども大きな期待を寄せております。

地区会活動については、地域連携を深め、地区の活性化に貢献する研修会・事業等の企画運営等々、地区会並びに地区事務局のご尽力に御礼申し上げます。

また、研修事業・公開講演会は、盛況であり、今後も公益事業の企画・充実を図るとともに、会員企業の親睦・交流を積極的に進めまいりたいと考えております。税に対する理解を深め、税の使われ方、税の在り方等々「税を考える」事となればと思います。

こうした部会活動、地区会活動で高崎法人会の基盤を確かなものとして、会員目標5000社達成に繋げていきたいと思います。

会員の皆様からの様々なご指摘、ご意見等々を賜りたく存じます。

結びに、この新しい年が皆様にとりまして輝かしい年となりますことをご祈念申し上げ新年のご挨拶いたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

一般社団法人 高崎法人会



会長・高崎地区会長

横川内好信健一

副会長

田貞一

副会長

川崎好隆



新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 高橋 浩生

新年明けましておめでとうございます。一般社団法人高崎法人会は、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、「税を考える週間」における街頭広報活動や「租税教室」への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」に向けた募集事業ほか、熱心に精力的に取り組まれ、私どもも大変心強く存じております。

貴会と税理士会とは、納税道義の高揚のもと各種行事等で協力し合い、申告納税制度を支えております。

租税教室では、貴会との協力体制により高崎税務署管内全小学校で実施しております。共に租税教育を推進するものとして喜ぶと同時に貴会の積極的な取り組みに敬意を表します。

新年明けましておめでとうございます。一般社団法人高崎法人会の会員の皆様におかれましては、お健やかに平成三年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

「税を考える週間」のティッシュ配りも恒例となりました。同封される税に関する絵はがきは貴会の女性部会の功績であり、こちらにも感謝しております。

新年明けましておめでとうございます。横田会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より法人会活動を通じまして税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人高崎法人会は、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、「税を考える週間」における街頭広報活動や「租税教室」への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」に向けた募集事業ほか、熱心に精力的に取り組まれ、私どもも大変心強く存じております。



新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 田中 正治

新年明けましておめでとうございます。平成締めの年、平成三年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。横田会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より法人会活動を通じまして税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人高崎法人会は、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、「税を考える週間」における街頭広報活動や「租税教室」への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」に向けた募集事業ほか、熱心に精力的に取り組まれ、私どもも大変心強く存じております。

今年は二月一八日から、所得税等確定申告期を迎えて、申告書の作成に当たりましては、ID・P・Wを取得の上、国税ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけ、e-Taxでの申告（又は書面での郵送提出）を社員の皆様も含め、お願い申し上げます。

また、本年一〇月から消費税率の軽減税率が実施されますことから、制度へのご理解とご協力及び対応方、お願いたします。

結びに、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成三十年度
秋の表彰等受賞者紹介

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様をご紹介いたします。

（敬称略・順不同）

群馬県税務功労者表彰



清水 正郎
理事
組織副委員長
高崎地区会北支部長
株研屋



新井 久男
理事
高崎信用金庫

高崎税務署長表彰



清水 正郎
理事
組織副委員長
高崎地区会北支部長
株研屋



水見 実
副会長
組織副委員長
安中地区会長
株水見鉄工所

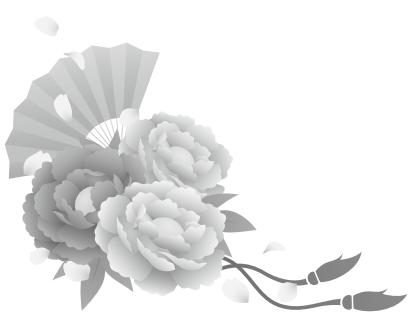
高崎行政県税事務所長表彰



染谷 文雄
理事
高崎地区会片岡副支部長
株観音山ゴルフ俱楽部



清水 威
副会長
活性化委員長
桜名地区会長
サンエス工業株



税制改正に関する提言活動

平成31年度 税制改正に関する提言

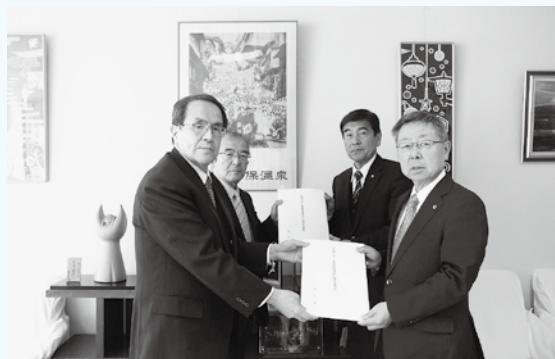
※全国各地域の法人会で、
税制改正に関する提言
活動を行ないました。



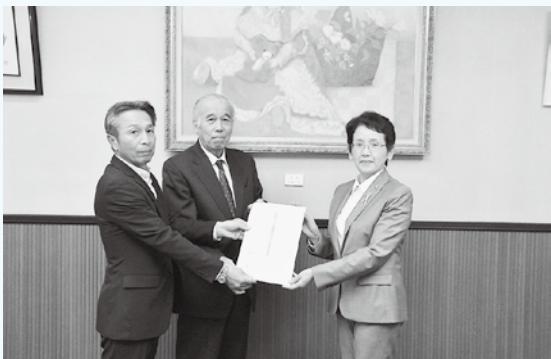
左から川鍋税制委員長、富岡高崎市長、横田会長、
富沢税制担当副会長



左から川鍋税制委員長、柄沢高崎市議会議長、
横田会長、富沢税制担当副会長



左から町田副会長、登坂渋川副地区会長、
茂木渋川市議会議長、高木渋川市長

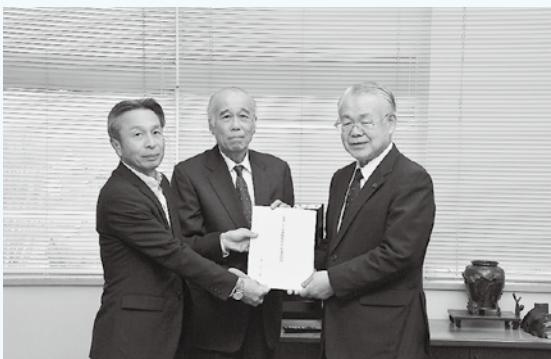


左から
萩原松井田地区会長、氷見副会長、茂木安中市長

要望先一覧

(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田 達夫氏
衆議院議員	小渕 優子氏
高崎市長	富岡 賢治氏
高崎市議会議長	柄沢 高男氏
渋川市長	高木 勉氏
渋川市議会議長	茂木 弘伸氏
安中市長	茂木 英子氏
安中市議会議長	齊藤 盛久氏



左から
萩原松井田地区会長、氷見副会長、齊藤安中市議会議長

「平成31年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。
※詳しい平成31年度の提言につきましては、法人だより170号または、高崎法人会ホームページに掲載してございます。

会員一社一社の力が集まり、この様な活動が行えます。
今後とも変わらぬご理解とご協力を願い致します。

税金で救う日本

新島学園中学校三年

今井花香さん

以前、父が給与支給明細書を見せてくれた。そこには二種類の税金の名前と、その金額が書かれていた。この時私は、総支給額と差引支給額に大きな差があることに大変驚き、税金といふ仕組みに深い関心を持つた。そして私は、税金の仕組みを理解し、自分なりの考え方を持つてみようと思つた。

この国では、税金の仕組みやその使い道について知り、理解している方は少ないと思う。多くの方は税金を納めるだけ納めて、それがどのように使われているかの詳細を知らない。

きだと思う。政府のホームページをそう頻繁に開く方は少ないだろう。だから、テレビの一部でどのくらいの額を何のために使ったかを時々放送したり、新聞に載せれば、私達は日本を救う手助けをしているんだと知ることができる。

所得税は、日本の税収を支えるために必要不可欠な基幹税であり、私達が大人に成長して働き始めた時、最も気になる税金だろう。私は所得税について調べた時、日本には累進課税という制度があることを知ったとともに、税金の尊さと有難みを感じた。高いお給料を貰っている方は、その分たくさんの大責任を負いながら、毎日一生懸命働く

ところだけに使うべきだと
思う。

最近では、刑務所での生
活を求めて犯罪を犯し、税
金から養われている服を
着、食事をしている受刑者
が増加しているようだ。こ
れを少し違った角度から考
えてみると、たくさんの方
が頑張って納めた税金が、
軽率な考え方で事件を起こし
た犯罪者のために使われて

れるのは必要なことだと用うし、この先も、災害が起きることに制定されるべきだと思う。

今の私達は、税金について無知すぎる。だから、これからしっかりと理解していきたいと思う。そして私達自身が税金と共に幸せに暮らしていける世の中をつくつていきたい。

き、税金を納めている。また、少ないお給料の方も、自分のため、家族のために毎日一生懸命働き、自分達の生活を切りつめて税金を納めている。これを知った私は、税金は決して無駄使いをしてはいけないと想うし、何のために使うかよく考え、本当に使われるべき

本大震災以来、平成四九年まで、復旧のために「復興特別所得税」が徴収されるようになつた。自然災害による国へのダメージは計り知れないものであり、それを食い止めるることは不可能である。だから、自然災害の多い日本で、このようないくつかの税金が徴収され



税金のありがたみ 安中市立第二中学校	3年上原千奈
暮らしの中の税金 新島学園中学校	3年大圍龍之介
支え合う社会の実現に向けて 吉岡町立吉岡中学校	1年猿谷円
暮らしの中の税金 新島学園中学校	3年茂木克樹
【高崎税務署長賞】 世の中の暮らしさやすさを求めて	3年大圍龍之介
高崎市立高松中学校	3年長谷川美花
税金を有効に使うために 渋川市立渋川中学校	3年松浦菜々子
【群馬県高崎行政真税事務所長賞】 社会を支えているもの 高崎市立大類中学校	3年坂麻那
【群馬県渋川行政真税事務所長賞】 かけがえのない税金 渋川市立伊香保中学校	3年飯塚千咲
【高崎税務署管内 租税教育推進協議会長賞】 私たちが税金を払うことで 将来の日本を見据えて	3年真下駿
高崎市立高松中学校	3年埴田礼
大切な税金 渋川市立持中学校	3年山科璃奈
【高崎市教育委員会教育長賞】 安心をつくる税金 安中市立第一中学校	3年阿部来
【渋川市教育委員会教育長賞】 税金と私 渋川市立伊香保中学校	3年片山慎太郎
【榛東村教育委員会教育長賞】 税金を払う意味 榛東村立榛東中学校	3年秋原乃愛
【吉岡町立吉岡中学校 税金にありがとう 吉岡町立吉岡中学校	3年 笹沢優香

「税を考える週間」関連事業

11/11～
11/17

平成30年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、吉川美代子氏による公開講演会などを実施しました。

税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布



11月12日(月)高崎駅東口及び西口にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所の4者合同、総勢71名で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

た。

高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役職員が、群馬県のキャラクターの「ぐんまちゃん」、

吉川美代子氏 公開講演会開催

11月16日(金)高崎市総合福祉センターにて、キヤスター・アナウンサーの吉川美代子氏をお招きし、「私のアナウンサー人生～愛される話し方～」と題した公開講演会を開催しました。

講演会当日は、会員の方々をはじめ一般の方々が聴講に訪れました。

約190名の方々が聴講に訪れました。

演題から、どのような内

容の話か参加者の方たちは、いろいろな想像をされ

ていたかもしれません。アナウンサーになり、TBS

初の女性キヤスターを務め

たときの体験談から始ま

り、ミスは絶対にできない

という緊張感を持つて仕事

をしていました。

りません。
子どもと話すとき、会社の上司と話すとき、友達と話すとき、それぞれ言葉を選び、ジェスチャーを加えながら話すと思います。
相手の立場に立ち、心から理解をしてもらおうとする気持ちをもつて話をすることで、相手の方は理解することができるということでした。

アナウンサースクールの校長時代の話や、警察学校

の講師をしていた時の話など、興味深く拝聴することができました。



T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

D&T D&T 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

納税表彰式



11月12日(月)ビエント高崎において、高崎税務署、高崎行政県税事務所、渋川行政県税事務所、高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会（税団協）共催による納税表彰式が行われ、高崎法人会も、税団協の一員として行事に携わりました。

表彰式では、高崎税務署長表彰、高崎行政県税事務所長表彰、渋川行政県税事務所長表彰等の授与が行われ、当会からも4名の方が受賞されました。

(3頁参照)



また、税に関する高校生の作文、中学生の税についての作文の表彰式も行われ、優秀作品2点の朗読も行われました。

(5～6頁参照)



好隆世話人代表）では、「税を考える週間」に先駆けて、10月31日(水)、高崎税務署長の田中正治氏をお招きし、税務署長講演会をマリエール高崎において実施しました。

田中正治氏をお招きし、税務署長講演会をマリエール高崎において実施しました。



田中署長

高崎税務署長講演会

優良法人特別部会（富沢好隆世話人代表）では、「税を考える週間」に先駆けて、10月31日(水)、高崎税務署長の田中正治氏をお招きし、税務署長講演会をマリエール高崎において実施しました。

講演会は、「日本の財政と税」と題した講演会で少し硬い話をされるのかと思つた方も多いかただと思います。

しかし、田中署長は税務大学校の教授経験者とあって、ご自分の趣味の神社の話や群馬となつた経緯を話され参加者の興味を引き付けながら講演会が始まりました。



高崎法人会の会員の皆様は、税の必要性について十分ご理解をされていると思いますが、田中署長のお話を聞いて再確認をされた方も多いかただと思います。

高崎法人会の会員の皆様は、税の必要性について十分ご理解をされていると思いますが、田中署長のお話を聞いて再確認をされた方も多いかただと思います。



富沢世話人代表

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社に入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

働き方改革が進められていく昨今、限られた時間の中で、いかに効率よく仕事を進めるかについて、一人ひとりが自分の仕事に再度向き合い、知恵を絞つていかなければならぬ時代になりました。

これまで、当然のように

「昨年同様」、「前任者と同じやり方」、「自分なりの頑張り」で進めてきた仕事が、本当に必要なのか、正しかったのか、ということを根本から考える必要が出てきたのです。

この動きは、大きなチャンスなのではないでしょうか。

現状、人員に余裕があり、ゆったりと仕事を進めていける職場は、ほとんどないはずです。

一人ひとりの業務量は多く、目の前にある仕事をこなしていくことで精一杯という人が多いのではないで

しょうか。その仕事を、さらに短時間で仕事をこなせと言われたら、これまで通りのやり方で、できるはずはありません。

■付加価値を考える

「そもそも会社全体が良くなるには?」、「お客様にもっと喜んでいただくには?」という視点で、自分たちに何ができるかを、常に考えます。

トヨタでは、これを“仕事”と言います。

単に、言われたことをするだけで、自分の頭で考へるのは“作業”です。

一人ひとりが今すぐできること

せん。

今回は、私自身のトヨタ自動車での人事と秘書の勤務経験をもとにした、効率アップの仕事術をお伝えします。

トヨタ自動車は、創業時からムダを徹底的に省き、

効率よく仕事を進めることを徹底している会社です。

皆様が生産性を上げつつ、どのようにムダを省いて、時短ができればよいかのヒントとなりそうな内容を、いくつか取り上げてお伝えいたします。

■他の人の仕事を手伝う

“仕事”とは、自分の知識を加えることだということは新人の頃からよく言われた言葉です。

とくに、改善提案は推奨されました。今までより、安全性や正確性、効率アップにつながるような改善提案を毎月上司に提出します。

また、自分の担当業務以外の仕事を行うことは、その仕事に施されている工夫で力になります。

トヨタでは、外の仕事を行うことは、自分の仕事に施されている工夫を自分の仕事に活かしたり、改善点に気づくきっかけになります。

■現地・現物主義

仕事を進めるにあたっては、「実際に自分でやってみる」「現場を見に行く」「相手と話して行く」ということは、非常に重要です。

頭では理解していても、実際に職場ではなかなか椅

トヨタから学んだ 仕事に臨む大切なこと

◆(株)フィールドデザイン代表取締役社長 中山佳子◆

でいいか、コードがここにあるのは問題ないかななど、チェックの目が養えます。

皆様の職場では、とくに

提案する仕組みそのものはないかもしれません。

しかし、今以上によくできることについて、積極的に提案をしたり改善行動をとることは、会社への大きな貢献になります。

提案をしたり改善行動を

手伝っておけば、何か困ったときに「手を貸してほしい」と言いやすくなります。

今は、子育てや介護をし

ながら、仕事に就いている人も多くいるでしょう。急に子どもが体調不良で休む

ようなことになった時には、どうしても周囲の助けが必要になります。

「よかつたら、お手伝いしましようか?」という言葉を掛ける人はいないか、常に、目配りをしておきましょう。

体制を築けることです。自分が困ったときに、頼れる相手を多く作っておくのです。

自分を大切にしてくれる人は、自分も力になりたいという“返報の法則”があります。日頃から、周囲の仕事を手伝っておけば、何か困ったときに「手を貸してほしい」と言いやすくなります。

（略）

国税庁データをみると、

赤字会社（欠損法人企業）の割合は63・5%となつてゐる。直近のピーク時だった平成21～22年度の72・8%から10%も減少しており、背景に景気改善傾向にあることが伺い知れる。

とはいって、6割以上の会社が依然として赤字経営体质にあることは否めない。利益を出して納税している素晴らしい会社がある半面、利益を計上できずに納税することが叶わない会社も多いというのも実情で、いかに利益を生み出していくことが難しいことなのかも示しているのだ。

一方、信用調査機関のデータを見ると、経営の力が及ばず、倒産に至った会社の直近数年間の倒産要因をみると、最多が「販売不振」で、倒産要因の73%を占めていたのだ。

いかに販売不振を克服し、売上げを伸ばしていくかが、経営者にとって焦眉の課題であることが2つのデータ

は示しているのだ。

利益の源泉が売り上げによつてもたらされるということは言うまでもない。

しかし、経営の舵取り違いで、売上げはあるものの、顧客や取引先からの値切り要求によって採算性が悪化

し、それを売上確保でカバーしようと、さらに採算性の悪い仕事を受注し、経営の悪化に加速している向きも少なくない。

いかに、利益が確保できる売上増進は経営者が担う努力として欠かせない所であり、そのヒントは現場にあることを経営者は肝に銘じて努めていかなければならぬ。

まさに、常に儲ける仕組みづくり、いわばビジネスモデルを生み出していく努力が欠かせないものであり、旧態依然とした仕事の仕組みでは淘汰されかねないのである。

伝統工芸品の製造といえど、常に新しい機能やデザインの付加価値を高め、これまで無縁な顧客に対しても訴求力を高める努力を重ね続け、生き残りを図つてきているのである。

長く会社寿命を伸ばしている老舗企業と言われる会社こそ、ブランドに胡坐をかくことなく、常に時流に

合った商品・サービスを開発してこそ今日があり、まさに老舗企業は革新の連續だと言われる所以である。

経営が厳しい現状にあることは、それだけ現在の市場に適合していないという

ミスマッチの現状にあることを物語つており、「ビジネスモデルを変える」ということに取り組んでいかなくてはならないシグナルであり、「儲かるであろう」商品・サービスを徹底的に探して、それを集中的に「売り込む」ことに尽きる。

ある日本茶専門店。

今や、お茶ならスープやコンビニで欲しい時に手に入る商品であり、専門店にとっては売り上げを奪われる強力なライバル。

売り上げ不振に悩んだ経営者が、ファーストフード店のように店内を改造し、抹茶プリン、抹茶ソフトクリームなどの抹茶をベースに若い人が好む商品の販売で行列のできる店となり、年商を5倍近くに伸ばした。

日本茶専門店の看板を捨てた訳でなく、経営者には「何十倍にも増えたお客様に主婦となり、お茶専門店である当店に足を運んでくれる」との勝算もある。教育者・森信三先生の言葉に、「一眼は遠く歴史の彼方を、そして一眼は脚下の実践へ」とあるが、それを彷彿とさせる経営の実践だが、閉塞的な経営環境を克服する上で、硬く厚い経営の壁を打ち破るには「ビジネスモデルを変える」ことが欠かせない。

ビジネスモデルを再構築する責務と遂行は、経営の舵取りをする経営者の知恵と工夫の出し所が欠かせない。

厳しい言葉だが、松下幸之助氏は「先見して先手を打てない人は指導者になつてはいけない」と喝破している。

知恵と工夫でビジネスモデルを構築し、道を拓いていく。こうではありませんか。



メンタル不調者予防と回復、上司の姿勢が問われます

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆異動して3か月、同僚の前で課長から大声で叱責
住宅資材メーカー会社で営業担当として働く30代後半の男性Aさんは、隣県の支店から規模の大きい支店に異動して半年。入社して15年、無難に数字を上げてきた経験もあり、そろそろマネジャー昇格の声もかかるような年齢です。

ところが赴任して3か月、大事な顧客との契約更新でちょっとしたミスをしました。前の職場と同じ手順で対応したのですが、書類作成の過程で順番を間違えました。この支店のやり方が違っていることを誰も教えてくれませんでした。顧客には丁寧にお詫びして契約は継続。むしろ担当者

からは「気にすることではないよ。もうちょっと簡単化された更新方法ならいいな。今度考えてよ」と慰められました。

ところが課長からは強い叱責。「いい年になつてしまりしてくれよ。もう大事な仕事は任せられないな」と、同僚の前で怒鳴られたのです。同年代の仲間は「あらかじめのことなんか考えていないんだ」と言つてくれました。以前の支店と同じように、課長には相談や質問もしてきたのですが、「そんなことは自分で決めろ」という返事で、事あるごとに課長の攻撃の矛先が、Aさんに集中したので

からは「気にすることではないよ。もうちょっと簡単化された更新方法ならいいな。今度考えてよ」と慰められました。

◆うつ病で休職、「あした自宅に行く」という課長に、家族も戸惑う
出社してもまたあの課長の顔を見るのか、と思うと夜も眠れません。朝は緊張して食事もとれず、それでも玄関を出るのですが、ある日駅前で足が動かなくなったり、妻に電話。妻と一緒に心療内科へ。会社には妻が連絡しました。「うつ病で1か月の休養が必要」という診断。診断書も妻が郵送しました。Aさん自身は怖くて何もできなかつたのです。

休職から1か月経過してもAさんは復職できるまでには回復せず、さらに1か月の休職延長になりました。その旨会社に連絡した際、課長から「様子を確認したいのであした自宅に伺う」という連絡がありました。少し落ち着いていたAさんはびっくり。妻も、課長のせいで夫が病気になつたのに、配慮がない上司だ

と困惑しました。といって断わるのはまずいだろうと思い、妻も同席して何とか対応しました。

◆管理職に求められる、部下を尊重する接し方
皆さんはこの課長の対応をどう思いますか。Aさんがうつ病になつた原因がすべて課長にあるわけではありません。間違なく指摘できることは、部下を尊重する姿勢、知識、さらには技能も欠けていたことです。厳しく指導したい思いは分かりますが、一方的に自分の考え方だけを基準にして対処してはいけません。

そもそも、経験ある社員に慣れません。まして、他の支店と異なる手法だった場合はちゃんと説明しなければいけません。部下の能力を引き出すことが上司の大変な役目です。相談を受けたらちゃんと説明すること。この課長には他の社員



も一步退いて相談できなかつたようです。「これをお頼みたいができるよね。分からぬことがあるかな」と、部下に質問しながら仕事をすれば、部下も信頼されていると思います。このようなコミュニケーションが日々あれば、仕事の能率も上がります。

Aさんのストレッサーになつていた課長が、一方的に自宅を訪問するということも、相手を思いやる接し方ではありません。部下のメンタル不調防止だけではなく、回復のための対応も管理職には求められていることを忘れてはいけません。これをこそ大事な安全配慮義務です。

東京五輪、猛暑対策は大丈夫？

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

開催まで2年を切った2020年東京五輪。真夏の開催のため猛烈な暑さとなり、選手や観客に熱中症などの被害が出ないか心配されています。そのため、五輪の舞台となる東京をなんとか冷やそうと、多様な取り組みが進行中です。

■ 100年で3度上昇

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京都では、地域ごとの気候や人工排熱、地表面の状況を地図に集約した熱環境マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京都では、地域ごとの気候や人工排熱、地表面の状況を地図に集約した熱環境マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

代もアップ。五輪には東京の猛暑に慣れていない外国人の観客が多数訪れますから、快適な「おもてなし」をするには効果的な対策が急務です。

■ 涼しいおもてなし

東京都では、地域ごとの気候や人工排熱、地表面の状況を地図に集約した熱環境マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京都では、地域ごとの気候や人工排熱、地表面の状況を地図に集約した熱環境マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

蒸発が非常に早く、浴びた人はぬれた不快感を抱くことなく体感温度が4度低下するそうです。来春に製品化し街角に設置する予定で、同社は「五輪に訪れる人たちへの涼しいおもてなしになれば」と話しています。

■ 街中の熱源を抑制

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

蒸発が非常に早く、浴びた人はぬれた不快感を抱くことなく体感温度が4度低下するそうです。来春に製品化し街角に設置する予定で、同社は「五輪に訪れる人たちへの涼しいおもてなしになれば」と話しています。

蒸発が非常に早く、浴びた人はぬれた不快感を抱くことなく体感温度が4度低下するそうです。来春に製品化し街角に設置する予定で、同社は「五輪に訪れる人たちへの涼しいおもてなしになれば」と話しています。

■ 景観保護にも貢献

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

東京は、熱を蓄えやすいアスファルト舗装やコンクリート建築が当たり前。工事現場マップを作成するなどして、地域に応じたきめ細かな対策を推進中です。

蒸発が非常に早く、浴びた人はぬれた不快感を抱くことなく体感温度が4度低下するそうです。来春に製品化し街角に設置する予定で、同社は「五輪に訪れる人たちへの涼しいおもてなしになれば」と話しています。

蒸発が非常に早く、浴びた人はぬれた不快感を抱くことなく体感温度が4度低下するそうです。来春に製品化し街角に設置する予定で、同社は「五輪に訪れる人たちへの涼しいおもてなしになれば」と話しています。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

新登場

＼NEW／

生きるための
がん保険
Days 1

心配な
「がん」の
備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町 16-11高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

Aflac アフラック

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

(引受保険会社)

AFリサ課-2018-5007-1803023 2月1日

新事業承継税制とは？

→ 経理課社員リサと

顧問税理士サキ先生の税務問答♪

税理士 山宅 孝道

リサ 最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょうか。

サキ先生 平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2までの撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。

リサ 特例措置について、具体的にはどう変わるのですか。

サキ先生 今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2まであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が全ての発行済議決権株式となり、贈与税・相続税ともその全額が猶予されることになっています。

リサ 代表権を有していなかつたお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受けた場合、それが贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

リサ 時期や期限にてしまいますね。

サキ先生 そうですね、ほかにも特例承認計画の提出などの適用要件はありますから、適用要件を確認しながら進めることができます。

リサ 特例措置については、代表権を有していないなかつた人からの株式も対象になると聞いていますが、詳しく教えてください。

サキ先生 具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11

一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で納税猶予の対象となりませんでしたが、今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の人が持つている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。

月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様

からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与になりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内（2024年3月15日まで）に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

Aflac
アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

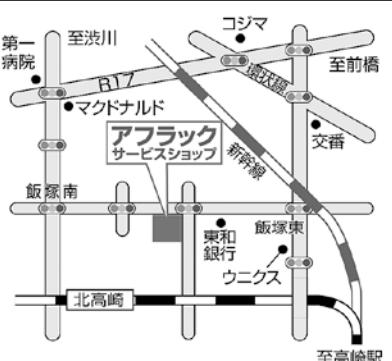
アフラック いーな
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
(営業時間)祝日定休
月～土曜日 9:00～18:00
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただすることがあります

土日営業

<http://www.idasogo.co.jp>



女性部会

新潟・長岡法人会 女性部会との意見交換会

女性部会は、十月十六日から一泊で、新潟県への視察研修へ出掛けました。高崎で開業している山本享靖税理士が元長岡税務署長といふ縁で今回、長岡法人会女性部会と意見交換会を開催する運びとなりました。

長岡からは、税務署長をはじめ二十一名、高崎からは、本会会長をはじめ三十一名が参加し、昼食をいただきながら、互いの活動について情報交換を行いました。最後は、地元の伝統芸能「長岡甚句」を皆で踊り、再会を約束してお開きとなりました。

その後は、市庁舎で交流施設でもある「アオーレ長岡」「弥彦神社」「宝山酒造」を見学し、月岡温泉「泉慶」へ。野趣あふれる露天風呂、目にも美味しいお料理、心が満たされる幸福な時間を過ごしました。横田会長、川崎副会長、山本税理士が参加して下さったこともあ



り、一層盛り上がりました。次の日は、上越市立水族博物館「うみがたり」を見学。「妙高高原いもり池」を散策し、群馬へ戻つてまいりました。

これからも笑顔とパワーで法人会女性部会という大きな輪を広げていきたいと思う研修会となりました。

長岡は、青年部会（竹内一普部会）は、十月十八日（木）、ホテルメトロポリタン高崎において青年部会創立三〇周年記念講演会及び記念式典・祝賀会を開催しました。ご来賓や部会員あわせて約一二〇名が参加し、交流を深めました。諸先輩の積み重ねでこれらた実績や法人会青年部会に関係する皆様よりのご指導、ご鞭撻により、三〇周年を迎えることが出来ました。

記念講演会には、テレビプロデューサーの菅賢治様を迎え、「テレビバラエティーの現場から」と題しご講演いただきました。

番組作成の苦労や、面白さ、芸能人との付き合い方等、実体験を踏まえながら楽しくご講演いただき、聴講した皆様にも大変好評でした。

記念式典・祝賀会では、田中税務署長、富岡高崎市長、横田本会会長、清水県



法連青年部会連絡協議会会長にご来賓を代表してご祝辞を頂きました。祝賀会では、乾杯の御発声を歴代部会長を代表し、広瀬洋一元部会長が行い、久しぶりにお会いになられた方々などの楽しい声の中、盛況の裡に幕を閉じました。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

法人会のビジネスガード

Business Guard

AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る
医療補償

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

ハイパーメディカル

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

株名

JGMベルエアゴルフクラブ

会員企業紹介

支配人
清水和久

一、所在地

高崎市中室田町三八〇一

TEL〇二七一三七四一一一一

二、事業概要・会社PR

多くのお客様にご来場いただき、今年で開場30周年を迎えました。

名峰、榛名山麓の西部に位置し、広大な南斜面に設計され、オールシーズンご利用いただけます。自然の地形を巧みに取り入れた雄大なロケーションとゆつたりとした贅沢なレイアウト、広いフェアウェイで豪快なショットを!!

レストランでは、季節によって様々なお料理をご提供しております。期間限定で開催しているバーキングでは品数も40種類を超える、大変好評をい



三、経営理念

創業当時からゴルフを楽しみに来てくださるお客様とともに歩んで参りました。お客様のゴルフライフの充実と笑顔のため地道に『美しいと言つていただけるコースメンテナンス』『美味しいと言つていただけるお料理』この二つの【美】にこだわりを持つてこれからもチャレンジして参ります。

ただいております。お食事だけでもご利用いただけますので、当コースの自慢のお食事を是非、お楽しみ下さい。

一、所在地

渋川市赤城町敷島四〇四

TEL〇二七九一五六一六〇二

二、事業概要・会社PR

昭和33年創業のガソリンスタンド店です。

創業当初は、個人經營でしたが昭和45年に法人を設立し現在に至っています。

当社は、油類販売の他農機具の販売・メンテナ

**赤城有限会社**

会員企業紹介

代表取締役
高橋 真

一、所在地

渋川市赤城町敷島四〇四

TEL〇二七九一五六一六〇二

二、事業概要・会社PR

ンス、中古自動車販売及びエネオス電気の取扱店として地域に根付いた経営を心掛けています。

当社は、厳しい生存競争を生き残るために、油類関連商品以外の販売とお客様に対するサービス・おもてなしの強化を図っています。

また、買う物がなくても普段から当店に立ち寄れるような環境を作ることで「地域における立寄りやすい1番店」を目指し経営を行っています。

**高橋石油店**

会員企業紹介

T&D
T&D保険グループ

安心できると、 新しい未来が見えてくる。

企業保障 約37万社

※平成29年度末 当社調べ

企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



6 ポーター賞
2004年受賞

DAIIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260

子持

雙林寺の七不思議

渋川市市子持地区内に雙林寺という曹洞宗の寺院があります。雙林寺の創建は室町時代の宝徳2年（1450）、白井城（渋川市白井宿）の城主長尾景仲が開基となり月江正文禪師が開山したのが始まりと伝えられています。創建当時は禪師を慕い2千人余の修業僧が集まり「雙林の水を呑まざる者は、禪僧にあらず」とまでいわれていました。



山門小僧

雙林寺には七不思議1. 開山の一つ拍子木、2. 蛇頭水（竜神水）、3. 千本桟、4. 開山のつなぎ力や、5. 忠度（ただのり）桜、6. 山門小僧と総門のツル、7. 底なし井戸（鏡の井戸）が伝わっており、一番恐ろしいのは7つ目の底なし井戸の話でこの井戸を覗い

て顔がうつらないと即刻死す」といわれています。

また、雙林寺には群馬県指定重要文化財の長尾昌賢木像や県指定天然記念物の千本力シや大カヤ、県指定史跡の鳥酔翁塚があり見所が多いお寺です。子持地区におこしの際は是非、雙林寺へお立ち寄りください。

倉渕

小栗上野介企画展

「罪なくして斬らる」非命150年

高崎市倉渕町の水沼河原に、一本の旗が風になびいています。その旗のたもとに

「偉人小栗上野介罪なくして此処に斬らる」と刻まれた石碑が建っている。江戸から明治に変わる日本の転換期に悲運の死を遂げた小栗上野介の生涯を称えるために建立されたものである。

今年は「明治維新150年」と謳い政府主導の祝賀ムードが漂う中、あえて歴史の表舞台に立つことがなかつた小栗上野介の史実に光をあてた企画展が、11月2日から7日まで高崎シティギャラリーで開催された。

主催は、永年に渡り顕彰活動を行っている小栗上野介顕彰会（高崎市倉渕町）である。

展示会では、横須賀製鉄所の建設をはじめ日本近代化の礎を築いた小栗上野介のパネルや遺品、資料など

250点以上が展示された。

また、前橋学センター長の手島仁さん、歴史タレントの小栗さくらさん、小栗上野介顕彰会理事の村上泰

賢さんによる鼎談も開催された。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL:<http://www.hakoda-group.com/>

新町

電子ブック版

「しんまちガイドブック」による 販路開拓・販売促進支援を実施

【高崎市新町商工会】



商店・飲食店・生活関連のお店を営む会員事業所の売上げアップを支援するため、平成28年度に制作した冊子版「しんまちガイドブック」をデジタル化し、お店情報をパソコンやスマートフォンからでも閲覧できるようにアレンジした。

掲載事業者数は110店舗。増加する外国人観光客にも利用が可能なように日本語のほかにも英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語の多言語対応仕様とした。地元のお店情報を低コストで随時かつ迅速にPRすることが可能となり、また、お客様からはスマートフォンで簡単に閲覧できるので若者にも広く当地域のお店の魅力を知つてもらえるメリットとなつた。掲載した会員事業者からも「新規のお客が増えた」との好評化をいただいていることから、今後も掲載店舗の充実を図つていく予定である。

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

-無理なく無駄なく快適に-

みんなで出来る冬の節電対策

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とはみんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止め、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい鍋料理を家族や友人と囲んだり、コタツでみかんを食べながら、ご近所さんとおしゃべりに花を咲かせたり……コミュニケーションが深まります。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や銭湯に出かけてリフレッシュしたり、スポーツで体を動かせば健康づくりにも役立ちます。



お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベットに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ&エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



**ちゃんと応える
医療保険
EVER**

新登場

＼NEW／
**生きるための
がん保険**
Days.1



○商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町 16-11高崎イーストタワー 13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行なっています。

<引受保険会社>

Aflac アフラック

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFソサエ-2018-5007-1803023 2月1日

税理士会

高崎駅街頭広報活動

関東信越税理士会
高崎支部 広報部長

田 中 直 人

会高崎支部は、反省会をワシントンホテルで朝食を食べながら行つてから解散しました。

当日お仕事等が忙しい

国税庁では、日頃から国民・納税者の皆様に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していだくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマといたしまして、国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

これを受け、税理士会高崎支部では、11月12日（月）（11日が日曜日であつたため）の早朝に、高崎法人会、高崎税務署、高崎行政県税事務所とともに高崎駅において街頭広報活動を行いました。

内容は、「税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品が印刷されたラベルの入ったポケットティッシュの配布です。

朝7時開始予定のため、税理士会は6時45分に集合して準備をしました。支部長副支部長広報部員併せて税理士会13名、他団体併せて総勢71名の団体が高崎駅東口交番前付近に集まり、高崎税務署長の挨拶の後、7時頃から高崎駅構内及び

駅周辺におのおの散らばつてポケットティッシュの配布を行いました。

私は昨年に引き続き2度目の参加でしたが、雨も降らず昨年に比べて暖かく早朝の街頭活動を行うには良い日であつたと思います。

また、通勤通学途中のサラリーマンや学生に渡す機会が多かつたと思いますが、受け取られた方には、ポケットティッシュのラベル

の絵はがきコンクールの絵は見てほしいなあと思いながら配布していました。

ポケットティッシュは全部で6000個用意されていましたが1時間もしないですべて配り終え、8時頃に参加者全員で、記念撮影をして解散となりました。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

シリーズ 経営寸話

「ゴルフと税について」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 柏 昌幸

季節も冬真っ只中となりましたが、いくら寒くても暑くとも一年中ゴルフをプレーされているという方は結構多いのではないでしょうか。

「ゴルフ場利用税とは」

ゴルフ場でプレーするとプレー代のほかにゴルフ場利用税を払わなければなりません。これはゴルフ場の経営者を通じて都道府県に納められます。しかし、このゴルフ場利用税を払なくてよい人（非課税対象者）がいるのはご存知ですか。

以下に挙げる利用者については利用するゴルフ場に申し出ることにより非課税になります。

- ①年齢が十八歳未満の方
- ②年齢が七十歳以上の方
- ③障害を有する方
- ④国民体育大会の出場選手
- ⑤学生・生徒及び教員の技として利用する方

方（保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限る）

ただし、その際要件を満たすことを証明するもの

提示が必要となります。

さらに、以下の方は税額が軽減されます。

- ①年齢六十五歳以上七十歳未満の方
- ②特定のゴルフ競技会の出場選手で同競技会のゴルフ競技として利用する方
- ③早朝・薄暮に利用する方

ただし、②・③の利用を行うには一定の要件を満たすゴルフ場に限ります。

ゴルフをプレーした際に

ゴルフ場利用税とは別に消費税も納めていることか

ら、これは二重課税ではな

いかといった批判や、野球やテニスといった広く一般の方に行っているスポーツ

に利用税はかかるないのでしょうか。

なぜゴルフだけかかるのか、といった批判がしばしば多方面から寄せられています。

歴史的観点からみると、ゴルフ場利用税の前身となる娯楽施設利用税（舞踏場・パチンコ場・ボウリング場などの施設の利用に対し設けられていた）は、消費税法の施行（平成元年四月一日）とともに廃止されました。

パチンコ場・ボウリング場などの施設の利用に対し設けられていた）は、消費税法の施行（平成元年四月一日）とともに廃止されました。

たが、ゴルフ場の利用についてのみがゴルフ場利用税として存続しています。

これはゴルフ＝贅沢といつた見方が少なからずあるからと思われます。

ゴルフ場利用税は、ゴル

フ場所在の地方公共団体に

とつては貴重な財源となつてているのは事実であります

が、高齢化が進む日本社会において世代を問わずプレーできるゴルフは、高齢

者の健康の維持増進に大き

な役割を果たしていると言えないのでしよう

一方では、セルフメディケーション税制などが導入され、自助努力による健康維持増進が国の政策として推し進められているのも事実です。

ケーション税制などが導入され、自助努力による健康維持増進が国の政策として推し進められているのも事実です。



確定申告を
される方へ

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」 をご利用ください！

確定申告書等作成
コーナーへ！



www.keisan.nta.go.jp

〈ご利用のメリット〉

- 税務署に出向く必要がありません！
- 確定申告期間中は24時間利用可能です！
- 自動計算機能あり！
- スマートフォンでも利用可能です！
- 印刷して提出のほか、e-Taxで送信することも可能です！

※「ID・パスワード」を取得すれば「マイナンバーカード」や「ICカードリーダライタ」がなくてもe-Taxをご利用いただくことが可能です。
※プリントをお持ちでない方は、コンビニエンスストアなどのプリントサービス（有料）が大変便利です。

確定申告に便利な ID・パスワードを取得しよう！

発行申請
受付中！

ID・パスワードを取得すると…

- ①マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくてもe-Taxで申告できます。
- ②スマートフォンのみでも申告できます。
(お勤めの方向けの専用画面もあります!)
- ③源泉徴収票などの添付書類は提出不要になります。(ご自宅で保管)



※ID・パスワードの取得には、税務署の窓口で運転免許証などの本人確認書類を提示していただく必要があります。（所要時間は約5分です。）

※平成29年分の確定申告時などにおいて、「ID・パスワード方式の届出完了通知」の交付を受けた方は、発行手続が完了していますのでご確認ください。

※ID・パスワードを利用した申告は平成31年1月からとなります。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用に限られます。

～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

「作成コーナーの使い方」、「申告書の作成などにあたってご不明な点」などに関する質問は、内容によってお問い合わせ先が異なります。詳しくは次ページ「お問い合わせのご案内」をご覧ください。

「ふるさと納税」に係る寄附金控除を受ける方へ

【ご注意ください】

ふるさと納税を行った際に「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行っても、確定申告をした場合や6団体以上に特例の申請を行った場合などは、特例が適用されません。

確定申告により、寄附金控除を受ける必要がありますのでご注意ください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する質問は、総務省のホームページをご覧いただか、寄附先団体にお問い合わせください。

お問合せ先のご案内



事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

e-コクゼイ
0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)
受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178 (通話料金無料)

受付時間：平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問合せ

高崎税務署

027-322-4711

(電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。)

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択ください。

申告書の提出の都度、



マイナンバーの記載 と **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

※ e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要となります。

本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード、例2：通知カード及び運転免許証など

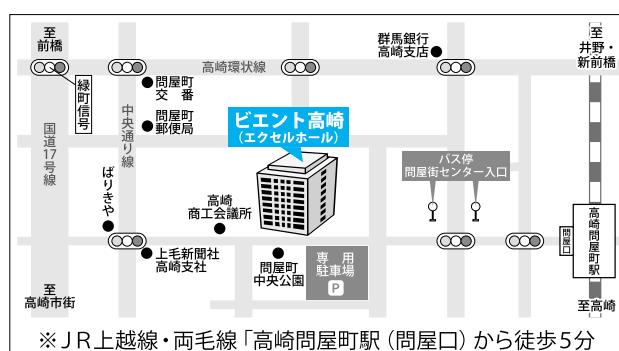
平成30年分の確定申告相談会場のお知らせ

場所 ビエント高崎 (エクセルホール)
高崎市問屋町2丁目7番地

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※2月24日(日)及び3月3日(日)以外の土、日を除く
※受付時間 午前9時～午後4時まで

【確定申告会場に関するお問合せ先】
高崎税務署 **027-322-4711**
※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください。



〈お願い〉

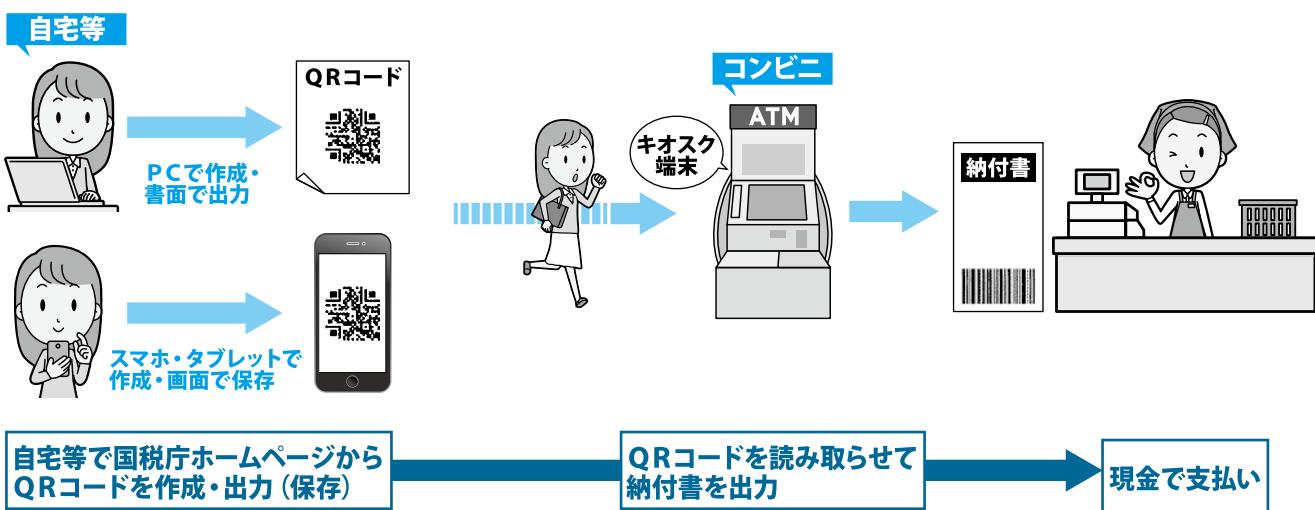
- 確定申告相談会場では、ご自身でパソコンを操作し申告書を作成していただくことを基本としております。あらかじめ必要書類等をご確認いただくとともに、医療費控除に関する明細書や収支内訳書などは事前に作成した上でご来場願います。
- 会場設置期間以外は、高崎税務署内の仮設会場等で対応させていただいておりますが、相談スペースが狭く、従事員やパソコン台数も少ないことから、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がございます。ビエント高崎会場は、規模を拡大した会場となっておりますので、極力、ビエント高崎会場をご利用いただきますようお願いいたします。

QRコード

コンビニ納付に新たな方法が加わります!

を利用したコンビニ納付を開始します

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります!お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません!

24

利用可能なコンビニエンスストア



◎ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

◎ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

○ご利用に当たっての注意事項

- ◎納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- ◎領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)。
- ◎金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- ◎コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード、電子マネーはご利用できません。
- ◎QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明証の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

*『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ぐんま緑の県民税の課税期間を 5年間延長します

森林は、豊かな水を育み、また、災害を防止するなど、私たちの安全・安心な暮らしと発展的な経済活動を支えている県民共有の財産です。

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、平成26年度からぐんま緑の県民税を導入し、荒廃した森林の整備等を進めてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があるため、**課税期間を5年間延長すること**としました。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



◎ぐんま緑の県民税の使い途

- 水源地域等の森林整備（奥山などの条件不利な森林の整備等）
- ボランティア活動・森林環境教育の推進（ボランティアセンターの運営、森林環境教育の指導者育成等）
- 市町村提案型事業等（平地林・里山・竹林等の整備、自然環境の保全、公有林化等）

◎ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）の税率など

- 課税の方法 個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。
- 年間の納税額（率） 個人：年間700円
法人：法人の県民税均等割の税額の7%相当額（年間1,400～56,000円）
- 課税期間 個人：平成35年度課税（平成34年所得分）まで
法人：平成36年3月31日までに終了する事業年度分まで

●税の使い途など森林保全に関すること 群馬県林政課

電話：027-226-3211 FAX：027-223-0154
E-mail：gm-zei@pref.gunma.lg.jp

●税の仕組みに関すること 群馬県税務課

電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096
E-mail：zeimuka@pref.gunma.lg.jp

自動車税の納税には、口座振替をご利用ください

- 平成31年2月28日（木）までにお申し込みいただくと、平成31年度の納税から利用できます。
- 申込はがき（群馬県税預金口座振替依頼書）に必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。
なお、申込はがきは、行政県税事務所・自動車税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。

※詳しくは、群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310032.html>)をご覧いただくか、高崎・渋川行政県税事務所又は自動車税事務所までお問い合わせください。

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

箕郷	高崎	高崎	高崎
① 永塩社会保険労務士事務所 ② 永 塩 尚 志 ③ 高崎市箕郷町柏木沢 ④ 社会保険労務士	① (有)リサイクルセンターふれんど ② 坂 本 昌 史 ③ 高崎市浜川町 ④ リサイクル用品販売	① (株)堤組舗装 ② 堤 謙 治 ③ 高崎市下小塙町 ④ アスファルト舗装、一般土木工事	① 新井涉多税理士事務所 ② 新 井 涉 多 ③ 高崎市浜川町 ④ 税理士
榛東	渋川	高崎	高崎
① 新東ホールディングス(株) ② 轟 新之介 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ サービス業	① 関越交通(株) ② 佐 藤 俊 也 ③ 渋川市中村 ④ 一般旅客自動車運送業	① (同)なでしこ ② 多 胡 玲 子 ③ 高崎市小八木町 ④ 居宅介護支援	① AIG損害保険株高崎支店 ② 三 木 一 浩 ③ 高崎市上並榎町 ④ 損害保険業
赤城	渋川	高崎	高崎
① 新創建設(株) ② 狩 野 和 彦 ③ 渋川市赤城町津久田 ④ 建設業	① 行政書士 中澤法務事務所 ② 中 澤 功 史 ③ 渋川市石原 ④ 行政書士	① (有)HAPPY ISLAND ② 福 島 健 司 ③ 高崎市緑町 ④ 飲食業	① (同)engine ② 品 川 佐奈恵 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 太陽光発電事業
女性－高崎	群馬	高崎	高崎
① 窪田ジョイクラブ ② 窪 田 美代子 ③ 高崎市檜物町 ④ 美容コンサルタント	① 代田晴善代理店 ② 代 田 晴 善 ③ 高崎市金古町 ④ 保険代理店	① (株)ほけんの匠 群馬支店 ② 青 柳 孝 拓 ③ 高崎市江木町 ④ 生命保険、損害保険代理業	① 窪田ジョイクラブ ② 窪 田 美代子 ③ 高崎市檜物町 ④ 美容コンサルタント
青年－吉井	榛名	高崎	高崎
① (株)堀越製作所 ② 堀 越 涼 介 ③ 高崎市吉井町吉井川 ④ 製造業	① ケミックス(株) ② 長 壁 弘 ③ 高崎市宮沢町 ④ 化学製品製造	① 松井興業 ② 松 井 貴 光 ③ 富岡市七日市 ④ 建設業	① 木暮三郎税理士事務所 ② 木 暮 三 郎 ③ 高崎市菊地町 ④ 税理士
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576	榛名	高崎	高崎
		① (有)樋口建材 ② 樋 口 正 信 ③ 高崎市下室田町 ④ 建材販売	① (株)MET'S ② 黒 澤 洋 介 ③ 高崎市大八木町 ④ 小売業
			① 高崎機器(株) ② 小板橋 貴 ③ 高崎市中居町 ④ 小売業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

高崎産業祭 ものとぴあ 2018に参加しました

2018/11/3・4 ビエント高崎 ビッグキューブ



アフラックさんのご協力で血管年齢や骨密度などを測定器で測定。ブースは大盛況でした。

表紙説明

平成30年度 吉川美代子氏公開講演会

平成30年11月16日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、吉川美代子氏による公開講演会を開催しました。

約190名の来場者を迎える、「私のアナウンサー人生～愛される話し方～」と題しご講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

キャスター・アナウンサー・京都産業大学客員教授

1954年神奈川県横浜市生まれ。早稲田大学教育学部卒業後、1977年TBSに入社。1983年「JNNおはようニュース＆スポーツ」でTBS初の女性キャスターを務め、以後、「JNNニュースコープ」、「ニュースの森」(土・日)「CBSドキュメント」のキャスター、「みのもんたの朝ズバッ！」のコメントーターとして活躍。

又、TBSアナウンススクールの校長を12年務めた。2014年5月に定年退職。

現在は「ゴゴスマ」「バイキング」「全力！脱力タイムズ」などに出演。

著書に「アナウンサーが教える愛される話し方」などがある。



法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第171号

平成31年1月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)

〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会

〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 川崎 信行

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

e-Tax 利用に関する 法人会「会員優遇サービス」の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,080円 ⇒ 無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,400円 ⇒ 無料

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,080円 ⇒ 無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,400円 ⇒ 無料
※別途、契約時に契約料として2,160円（消費税等込、契約時のみ）

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,160円 ⇒ 無料

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 1,080円 ⇒ 無料

◎アイオーブレーンクレジット・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,160円 ⇒ 無料

◎利根郡信用金庫

インターネットバンキング基本手数料 1,080円 ⇒ 無料

2. 申込み手順

①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。

②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」^(※)に署名押印する。

※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。

③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していただける場合がございましたら、法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問合せ先 ➤ 一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL:027-363-4526

お詫びと訂正

法人だより170号におきまして、記載に誤りがございましたので、お詫び申し上げ、下記の通り訂正いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

【訂正箇所】

P. 20 「経営寸話」の項、寄稿者氏名。

【誤】 新井勇気

【正】 新井勇樹

P. 25今後の税務説明会の予定

【誤】 3月20日 (水)

【正】 3月22日 (金)

目からウロコの日本史 ～あなたが学んだ日本史は間違い～

講師

歴史研究家・歴史作家
多摩大学客員教授

河合 敦 氏



プロフィール

1965年東京都町田市生まれ。青山学院大学文学部史学科卒業、早稲田大学大学院博士課程単位取得満期退学。多摩大学客員教授、早稲田大学教育学部講師。『世界一受けたい授業』(日本テレビ系列)、『ぶっちゃけ寺』(テレビ朝日系列)などテレビ出演多数。主な著書に『殿様は「明治」をどう生きたのか』『なぜ、あの名将は敗れたのか?』『お姫様は「幕末・明治」をどう生きたのか』(いずれも洋泉社歴史新書)、『早わかり日本史』(日本実業出版社)、『「神社」で読み解く日本史の謎』(P H P文庫)、『真田幸村 家康をもっとも追いつめた男』(小学館新書)などがある。

日時

平成31年2月8日(金)
午後6時30分～午後8時

※受付：午後5時30分～

場所

高崎市総合福祉センター
2階 たまごホール
高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

定員

300名

締切

1月25日(金) 必着

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので
ご了承ください。

無料

高崎税務署管内 税務協力団体
一般社団法人 高崎法人会

申込み
方法

1. 法人会会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会

〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506 号
TEL : 027-363-4526
URL : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがき
お申込み下さい。
(返信面が**入場整理券**となります)

- ①往信オモテ：高崎法人会住所
- ②返信ウラ：白紙のまま
- ③返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号